平成２８年（再ロ）第４号

京都府向日市上植野町大田２番地の20

再生債務者　曽根原豊三

1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月９日まで

4　一般異議申述期間　平成28年11月16日から平成28年11月28日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再ロ）第１１号

大阪府高石市羽衣４丁目13番23―820号

再生債務者　北村　　仁

1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月９日まで

4　一般異議申述期間　平成28年11月16日から平成28年11月30日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

兵庫県多可郡多可町中区牧野692番地４

再生債務者　西田　幸代

1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月10日まで

4　一般異議申述期間　平成28年11月17日から平成28年12月１日まで

神戸地方裁判所社支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００１７号

東京都千代田区神田須田町２―２―１―801

再生債務者　宇津井祐介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年10月28日まで

平成28年10月11日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第５号

青森市大字安田字近野456番地２　サニーハイツカゼハレⅡ101号

再生債務者　境　　竜太

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月10日まで

平成28年10月13日

青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号

青森県八戸市新井田西１丁目７番19号

再生債務者　立波　一男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月12日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第５号

名古屋市中川区下之一色町字北起16番地

再生債務者　服部　考志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月11日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第１号

奈良県香芝市白鳳台２丁目９番地17

再生債務者　ランチ＆バーＭごと　山本　昌則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月12日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２８年（再ロ）第１号

松江市八雲台２丁目13番37号

再生債務者　北野　宏志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成28年10月12日　　松江地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

甲、乙及び丙三組合の臨時総会の承認決議は甲及び乙が平成二十八年十月十三日、丙は平成二十八年十月三日に終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月二十一日

長野県長野市御所岡田一四八番地

（甲）長野県たばこ販売協同組合

代表理事　樽井　繁昌

長野県上田市天神四丁目三番一二号市之瀬ビル二〇三号

（乙）上田たばこ販売協同組合

代表理事　上原　秀紀

長野県佐久市臼田二五八番地

（丙）佐久たばこ販売協同組合

代表理事　竹内　昭太郎

合併公告

左記組合は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

甲、乙、丙及び丁四組合の臨時総会の承認決議は平成二十八年十月十二日に終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月二十一日

新潟県新潟市中央区緑町三四三七番地一一

（甲）新潟たばこ販売協同組合

代表理事　古川　鉦二

新潟県新潟市秋葉区新津本町三丁目一四番一九号

（乙）新津たばこ販売協同組合

代表理事　坂井　元良

新潟県新発田市豊町二丁目四番一六号

（丙）新発田たばこ販売協同組合

代表理事　熊倉　真也

新潟県村上市春町一三番四四号

（丁）村上たばこ販売協同組合

代表理事　髙橋　武志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年十月二十一日

兵庫県高砂市高砂町浜田町一丁目三番一〇号

（甲）ハリマ給食株式会社

代表取締役　平地　康嗣

広島県福山市南蔵王町四丁目一一番二三号

（乙）スピード株式会社

代表取締役　平地　康嗣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://kirishima-kuusatu.com/kmskoukoku

（乙）http://kirishima-kuusatu.com/kmskoukoku

平成二十八年十月二十一日

鹿児島市谷山港二丁目一七番

（甲）株式会社ＫＭＳ

代表取締役　剥岩　改次

鹿児島市谷山港二丁目一七番

（乙）株式会社ケイエムエス

代表取締役　剥岩　改次

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社パソナ（乙、住所東京都千代田区丸の内一丁目五番一号）の組織人事コンサルティング事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

当社効力発生日は平成二十八年十二月一日であり、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月二十二日

掲載頁　六十四頁（号外第一八四号）

平成二十八年十月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

株式会社ＰＣＡコンサルティング

代表取締役　安實　俊亮